

## 随意契約結果書

物品等の名称及び数量	平成28年度佐賀国道事務所道路気象情報提供業務
契約担当官等の氏名並びにその所属する部局の名称及び所在地	分任支出負担行為担当官 九州地方整備局 佐賀国道事務所長 佐賀市新中町5-10
契約締結日	平成28年 8月29日
契約の相手方の氏名及び住所	一般財団法人日本気象協会 九州支社 福岡市早良区西新一丁目10番27号
契約金額 (消費税及び地方消費税含む)	¥1,771,200-
予定価格 (消費税及び地方消費税含む)	¥1,773,360-
随意契約によることとした理由	別紙のとおり
備考	

## 随意契約理由書

- 1 件 名 平成28年度 佐賀国道事務所道路気象情報提供業務
- 2 履 行 場 所 佐賀県佐賀市新中町5番10号 佐賀国道事務所
- 3 随意契約の相手方 福岡市早良区西新1丁目10番27号  
一般財団法人日本気象協会 九州支社
- 4 随意契約適用法令 会計法第29条の3第4項、予決令第102条の4第3号

### 5 当該業務の目的・内容及び随意契約に付する理由

#### 1) 当該業務の目的

本業務は、警報、注意報の発表をはじめ、降雨状況、降雨予測等の気象情報をリアルタイムで受け、通常の維持管理及び異常気象時の防災業務における重要な判断材料とするものである。

#### 2) 当該業務の内容

本業務は、佐賀国道事務所の防災体制に必要な、地震・津波情報、警報・注意報情報、台風情報及び天気予報等に加え、管内の通行規制区間に係るポイントの詳細な降雨予測情報、台風予測情報及び雪氷予測情報などを、携帯版WEBサイト、携帯電話メール等により実施するものである。

#### 3) 随意契約に付する理由

平成28年4月1日付けで気象情報提供業務の契約を締結し、業務を実施していたところ、相手方から履行不能の申し出があったため契約を解除することとなったことから、新たな契約締結の必要が生じたものである。

防災業務の実施に当たっては、近年ゲリラ豪雨等の異常気象事象も発生していることから早期に気象情報を入手する必要性が高まっており、当事務所管内には事前通行規制区間を抱えることから特定地点の詳細な気象情報・予測など各種情報を常時入手することが適切な防災体制の確立に必要不可欠であるが、当該情報はテレビやインターネットの天気予報では入手することができないため、当該業務が唯一の情報源となる。

また、当事務所の仕様に基づき、情報提供等を実施するためには、気象情報を観測・分析・提供するためのシステム構築等が必要となる。構築には、準備期間が必要となり、その間に何らかの事象が生じた場合、防災業務に支障をきたし、社会に多大なる影響が生じることから、早急に契約を締結する必要がある。

(一財)日本気象協会九州支社は、過去に当事務所の仕様に基づき業務を実施した実績があることから、既にシステム構築等がなされており、早急に対応できる業者である。

以上のことから、適正な防災業務を実施するためには、(一財)日本気象協会九州支社と契約せざるを得ないと判断した。

以上のことから、本業務は、会計法第29条の3第4項及び予算決算及び会計令第102条の4第3号により、(一財)日本気象協会九州支社と随意契約を締結するものである。

(随意契約理由書作成者)

佐賀国道事務所 管理第一課長